

平成30年度事業計画

〔基本方針〕

少子高齢・人口減少や核家族化の進展により、地域力の低下、一人暮らし高齢者の増加、高齢者・障がい者・児童の虐待や孤立死などへ派生し、また、地域・家族・人のつながりの希薄化は、社会的孤立を生むなど、社会保障や福祉施策のみでは解決に至らない生活課題・福祉課題へと広がっています。

これらの生活課題や福祉課題に対応するよう、平成29年改正社会福祉法では、地域共生社会の実現を位置付け「住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し、改善解決を試みる体制づくり」を進めることとしています。この体制下では、福祉制度において相談や支援を提供する関係機関などと、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への期待と役割が大きく見込まれているところです。

本年度は、多種多様な生活課題や福祉課題の改善解決体制の拠点となる協議体運営と地域のつながりの強化に向けて取り組むこととします。

なお、地域福祉活動計画に位置付けた既存の各種事業・活動が、これらの取組に一層効果的に連動するよう活性化に努めるとともに、障害者福祉分野のニーズに対応する新たな事業展開を図ります。

〔重点項目〕

- 1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり
 - ・「フードサポート事業」への取組
生活困窮状態にある方々を対象に、必要な食事を最低限の範囲内で提供します。
- 2 共に支え合う地域づくり
 - ・地域支援事業「生活支援体制整備事業」への取組
多種多様な生活課題や福祉課題の改善解決を目的に協議体運営を推進するとともに、必要な支援ネットワーク構築をします。また、普及啓発のための研修会等を開催します。
 - ・「発達障害理解事業」への取組
発達障害に対する理解を深め、地域の中で、より多くの見守りのある体制を整備することを目的に講演会を開催します。
 - ・「心の健康講座事業」への取組
市民の心の健康維持増進を目的に定期講座を開催します。
- 3 改正社会福祉法に基づく社会福祉法人制度改革への準拠
 - ・制度改革の目的となる法人組織体制の強化及び法人運営の透明性の確保のため、指導監査の新たな指導項目へ着眼し、適正かつ厳格な事務取扱・処理をします。

事業の概要

1 環境づくりの推進

誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを目指します。

総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) ふれあい相談所事業

地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、助言や適切な解決相談機関へ橋渡し援助を行い、心配ごとの改善・解決により福祉増進を図る「ふれあい相談所」を開設します。また、各種情報の収集、相談員の資質向上のための研修会派遣を行います。

(2) 広報・啓発事業

住民、関係機関、団体・施設等に対し、地域福祉推進の意識を啓発するため、社会福祉に関する情報の提供や本会の事業の紹介・説明を行います。

- ①広報紙「社協だより」の発行（年4回（5月・8月・10月・1月））
- ②ホームページによる情報提供
- ③住民説明会の開催

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者、高齢者及び離職者を対象に資金の貸付と必要な援助指導により、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促し、生活の安定と向上を図ります。民生委員・児童委員及び関係行政機関等の協力を得ながら、次の事業に取り組みます。

- ①貸付調査委員会の開催と制度の適正・公正な運用
- ②償還金口座振替の促進
- ③償還促進運動の展開と長期滞納世帯への対応
- ④民生委員児童委員協議会との協力体制の強化
- ⑤緊急小口資金と長期生活支援資金への対応

(4) たすけあい資金貸付事業

不時の出費等によって、最低生活を脅かされる恐れのある低所得階層に対し応急援護資金の貸付を行い、当面の法外援護を図ります。

- ①事業運営委員会の開催
- ②償還促進運動と長期滞納世帯への対応

(5) 日常生活用具貸出事業

在宅介護支援となる車いす・介護用ベット及び自立生活支援となるシルバーカーを貸し出します。

(6) 福祉安心電話サービス事業

在宅で生活する高齢者世帯等を対象に、電話回線を使用する福祉安心電話機器を設置し、緊急時における安心・安全の確保とふれあいや孤独感の解消を図ります。また、近隣に住む協力員や民生委員等の関係者による支援ネットワークを築きます。

- ①利用者及び協力員等によるネットワーク強化構築の集いの開催
- ②利用者宅の定期訪問の実施
- ③ふれあい電話サービスの実施

(7) 日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理・書類等の預かり支援を行います。また、基幹的社協“あっぷるハートとわだ”として、管内社協、民生委員・児童委員、関係機関、団体・施設等との連携強化を図ります。

(8) 成年後見事業

地域住民の能力低下後の生活において、成年後見制度を活用することで本人の利益を保護し、安心した生活が継続できるよう、法人として後見人受任を行います。

- ①後見人受任
- ②後見支援員の養成
- ③成年後見制度についての普及・啓発活動、制度活用のサポート

(9) 福祉サービス苦情解決第三者委員会設置事業

本会が提供する各種福祉サービスの利用者からの苦情を適切に受付し改善・解決するため、第三者委員会を設置します。また、その機能を十分發揮できるよう第三者委員の研修及び活動を支援します。更に、住民があらゆる福祉サービス・社会福祉施設等を利用している中で、苦情がある場合は相談窓口として、県の運営適正化委員会へつなげます。

(10) フードサポート事業

困窮状態にある要援護者を対象に、一時的な救済支援策として最低限の食事を現物で給付し、危機回避を図ります。

2 地域づくりの推進

共に支え合う地域づくりを目指します。

市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合い、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) 一人暮らし高齢者ふれあい事業

地域で生活する70歳以上の人暮らし高齢者を対象に、講話や健康指導、会食、レクリエーション等を通じ、途絶えがちな情報提供や孤独感の解消を図ります。

◇連携 民生委員児童委員協議会

(2) 夏休み子ども寺子屋事業～児童の見守りある居場所づくり～

児童の夏休み期間に地域の集会所等を活用し、ボランティアの見守りによる "学び・遊び・伝え" を提供し、健全育成と子育て支援を行います。

◇実施 3 小学校区（新規1地区含む）

(3) 高齢者健康体力維持支援事業

高齢者の健康寿命を延ばすよう、心身の健康・体力維持及び増進を図るため、ふれあいのあるスポーツ交流会を行います。

◇連携 市老人クラブ連合会

(4) ふれあい・いきいきサロン事業

一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがち、話し相手がない、寂しいといった不安や悩みのある方々に、地域の集会所等の身近な場所を活用し、仲間づくり、出会いづくりを行います。

◇実施 25地区（新規2地区含む）

(5) 地域福祉ほのぼの交流事業

高齢や障がい等を理由に、見守りの必要のある方々を対象とし、訪問活動でのけるボランティアが主体となり、地域で見守り支え合う体制を構築します。

①支援・助言

住民相互の交流促進と住民参加による地域福祉活動推進のため、住民の福祉活動に対する支援や助言を行います。

②ほのぼの交流協力員事業

訪問活動のできるボランティア3名程度で1グループを編成し、地域住民が主体となり、互いに見守り支え合う体制を構築し、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域福祉社会の基盤形成を図ります。

(6) ゆめ色フェスティバル事業（第32回大会）

障がいの有無や年齢・性別を問わず、一堂に集える場づくりを行い、社会参加を促進し、障がい者福祉を増進することを目的に、団体・施設・関係機関等との連携により開催します。

◇開催予定 平成30年11月10日（土）

◇開催場所 サン・ロイヤルとわだ

(7) 手話を学ぶ機会の提供事業

手話を学ぶ機会を提供し、障がい者福祉の充実のため市民参加を進め協力体制の充実を図ります。

①手話講習会

◇開催予定 手話講習会（昼間の部）5月以降 計8回

②手話奉仕員養成研修会

◇開催予定 手話奉仕員養成研修（夜間の部）6月以降 計21回程度

(8) 十和田市社会福祉大会事業

社会福祉関係者及び一般市民の参加を得て、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰・感謝する式典を行うとともに、社会福祉の今日的課題等について理解を深めます。

◇開催予定 平成30年10月24日（水）

◇開催場所 十和田市民文化センター 大ホール

(9) あんしんネットワーク構成員の集い事業

本会で実施する在宅福祉サービス利用者及び協力員・支援員等が一堂に集い、利用上の厳守事項の定期確認や生活・福祉に関する情報を周知し、合わせてボランティアや民生委員、関係機関とふれあい交流により、安心・安全な生活を送れるよう地域のネットワーク強化を図ります。

◇開催予定 平成31年2月

◇開催場所 サン・ロイヤルとわだ

(10) 地域支援事業 生活支援体制整備事業

多種多様な生活課題や福祉課題の改善解決を目的に協議体運営を推進するとともに必要な支援ネットワークを構築します。また、地域生活において住民が支え合う必要性の普及啓発のために研修会等を開催します。

(11) 発達障害理解の事業

発達障害に対する理解を深め、地域により多くの見守りのある体制を整備することを目的に講演会を開催します。

◇開催予定 平成30年7月

◇開催場所 市民交流プラザ 多目的ホール

(12) 心の健康講座事業

市民の心の健康維持増進を目的に定期講座を開催します。

◇開催予定 5月以降 計5回

◇開催場所 市民交流プラザ 多目的ホール

3 人づくりの推進

地域で福祉を支える人づくりを目指します。

地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持った人材や福祉・ボランティアに関心のある人材を活用し、地域福祉を担う人材の確保に努めるため次の事業を実施します。

(1) 福祉教育推進事業

地域や企業・学校等からの社会福祉やボランティア活動に関する理解を深めたいという希望に対し、講話や体験学習をとおして啓蒙啓発を図ります。

(2) ほんわかハート展事業

福祉に関する作品コンクール "ほんわかハート展" を小・中・高校生を対象に、福祉への理解と関心を高めるよう「作文」「絵画」「ポエム」「写真」「書道」の作品募集を行います。

(3) 中学生ボランティアスクール事業

中学生へボランティア活動や福祉体験学習をとおして、人の役に立つ喜び、支え合い助け合い、共に生きることの大切さを伝えることを目的に開催します。

◇開催予定 平成30年8月

(4) 中高生福祉サミット事業

中高生が社会福祉やボランティア活動の大切さについて、意見交換し、思いやり・助け合いの気持ちを育むことを目的に開催します。

◇開催予定 平成31年1月

(5) 福祉教育インストラクター養成派遣事業

社会福祉やボランティアに関心のある市民を対象に、福祉教育推進業務をサポートするインストラクターを養成し、依頼により福祉教育現場へ派遣します。

◇開催予定 平成31年2月（養成研修会）

(6) お話しボランティア派遣事業

在宅高齢者、障がい者等で、話し相手が欲しいという方へ、話し相手となるボランティアを派遣し、孤独感の解消を図ります。

(7) ボランティア・市民活動事業

ボランティア・市民活動団体の支援や福祉教育を推進するとともに、ボランティアセンター（災害時ボランティアセンター含む）の運営充実を図るため、次の事業に取り組みます。

- ①器具・機材の貸出
- ②ボランティア活動保険料の一部助成（一人 150 円）
- ③ボランティア活動に関する登録斡旋と連絡調整
- ④ボランティア活動に関する調査研究
- ⑤収集ボランティアの啓発
- ⑥各種助成事業の情報提供
- ⑦ボランティア団体の育成を図るため活動経費の一部助成（一団体 3 万円以内）
- ⑧災害ボランティアセンターの運営
 - ・災害救援ボランティアネットワークの構築
 - ・ボランティアコーディネーターの養成
 - ・市及び県総合防災訓練等との協働

(8) 介護支援ボランティア事業

60 歳以上の高齢者の介護予防・日常生活支援としてのボランティア活動による社会参加を促進するため、ボランティア活動の入門研修と活動者登録・活動先の紹介・活動後の付与ポイント管理等を行います。

(9) 市民福祉体験学習事業

市民を対象に、ボランティア活動紹介や高齢者疑似体験・障害者疑似体験等を通じて、社会福祉やボランティアに広くふれる機会とし、意識啓発を行います。

4 協力・連携・協働の強化

(1) 市民生委員児童委員協議会との連携協働

地域住民の身近な相談役・支援者である民生委員・児童委員との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。

(2) 市地域包括支援センターとの連携協働

後見人受任等、要援護者支援のための連携を図り、協働により高齢者福祉を増進します。

(3) 関係行政との連携協働

地域包括ケアシステム構築の際、「介護予防・日常生活総合事業（生活支援サービス）」の協働参画に向けて、情報収集と体制整備に取り組みます。また、高齢者や障がい者等の虐待、社会的孤立、ひきこもりやニート等の福祉課題や生活

課題、ひとり親、子ども等の貧困問題へ対し、市の実施する生活困窮者自立相談支援事業へ協働するよう取り組みます。更に、市が担う地域福祉計画及び本協議会が推進する地域福祉活動計画が円滑かつ効果的に機能するよう協働します。

5 福祉サービス利用者等の個人情報の保護

本会において把握する福祉サービス利用者等の権利利益を保護するため、個人情報の有用性に配慮し、個人情報を保護する管理体制を講じます。

6 歳末たすけあい運動

赤い羽根共同募金運動の一環として、歳末期に寄せられる募金を活用し、支援を必要とする人たちが安心して新年を迎えるよう、地域住民やボランティア等の協力のもと福祉活動を実施します。困窮者支援や住民の主体的な福祉活動事業への活用を計画します。

7 組織基盤の強化

社会福祉法人の責務に則り、社会福祉協議会の果たすべき役割に基づく、機能的・効果的な事務執行体制の整備と業務改善を図ります。また、財務規律の厳格化、自主財源確保を行い組織基盤の強化へ取り組みます。

(1) 事務執行における内部けん制体制

- ①全職員は、各種事業における現金取扱の内部けん制マニュアルに基づく厳格な取扱処理を遂行します。また、均一公平なサービス提供となるよう、内部のけん制機能を高めます。
- ②内部監査の実施（年3回（5月・10月・2月））

(2) 多様な参画による会員組織

正会員及び特別会員の拡大を役職員が一丸となって進めます。そのために可能な機会を通じて、地域福祉推進の重要性の周知に努めます。

(3) 役員体制の強化

- ①理事会、評議員会の活性化を図るために、役員の研修の機会を提供します。
- ②理事、評議員に対し、社会福祉の情報を定期的に提供します。
- ③理事会、評議員会における欠席者を減らすよう努めます。

(4) 機能的・効果的な事務局組織

- ①組織力の更なる向上を図るため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を体系的かつ計画的に実施します。

②職員が業務を重層的に処理できるよう、各種事業のマニュアルに基づく学習経験の機会を設けます。

(5) 安定的・持続的な財源確保

補助金等、公的財源に頼らない事業を積極的に実施するとともに、チャリティーアイベントの奨励等を実施します。

(6) 法令遵守の組織運営と財務規律の強化

公益性ある社会福祉法人として、法令に合致するよう努めるとともに、適正かつ公正な支出管理及び関係書類の開示を行います。

◇定款、計算書類、現況報告書、役員名簿、事業計画書、事業報告書等のホームページによる公表

(7) 地域福祉活動計画の進行管理

平成29年度以降の5か年を期間とする地域福祉活動計画が、変化ある社会福祉情勢の中で住民ニーズ、市及び関係機関等の期待に合致するよう進行管理に努めます。

(8) 経費の縮減と事務処理の効率化

職員一人ひとりのコスト意識を高め、経費削減と効率・効果の向上に努めます。

(9) 事業評価の実施

各種事業・業務の定期評価により、成果・効果、効率を確認し事業の必要な改善が図られるよう実施します。